

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付料

- (1) 物件番号 1 (蓮田文化財展示館敷地) の年額貸付料は、賃借料提案書に記載された金額とする。
- (2) 物件番号 2 (蓮田市西新宿会館) の年額貸付料は、賃借料提案書に記載された金額に 100 分の 5 に相当する額を加算した額 (1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額) とする。

2 電気料の負担

- (1) 物件番号 1 (蓮田文化財展示館敷地) については、設置に当たり、自動販売機専用電源及びメーターを設置者名義及び設置者の負担で新たに設け、自動販売機に係る電気料も設置者の負担とする。
- (2) 物件番号 2 (蓮田市西新宿会館) については、設置に当たり、施設の電気設備から設置者の負担で自動販売機の電源工事を行い、自動販売機に係る電気料は施設の所有者 (蓮田市) の負担とする。

3 売上手数料

徴収しない。

4 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

5 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して賃貸人の確認を受けなければならない。

6 自動販売機設置に伴う事故

賃貸人の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

7 商品等の盗難及び破損

- (1) 賃貸人の責に帰することが明らかな場合を除き、賃貸人はその責を負わない。
- (2) 賃貸人は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

8 自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等

- (1) 物件番号 1 (蓮田文化財展示館敷地) については、別添「市有財産賃貸借契約書 (案) 土地賃貸」の別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」のとおり。
- (2) 物件番号 2 (蓮田市西新宿会館) については、別添「市有財産賃貸借契約書 (案) 建物賃貸」の別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項等」のとおり。